

## 平成 20 年 12 定 商工労働常任委員会

### 高橋委員

公明党の高橋です。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず最初に、今議会で議案として提案されております神奈川県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例に関しまして、伺ってまいりたいと思います。

まず、この議案ですけれども、技能検定職種の改正ということで提案されております。これに関連しまして、神奈川県職業能力開発協会、いわゆる職能協と(財)神奈川県雇用開発協会などとの関係を中心に伺ってまいりたいと思います。

まず、神奈川県の職業能力開発協会、いわゆる職能協とはどういう団体なのか、確認させていただきます。

### 雇用産業人材課技能振興・全国技能大会推進室長

この職業能力開発協会でございますが、この協会は職業能力開発促進法に基づきまして昭和 54 年に発足した団体でございます。設置の目的でございますが、職業訓練や能力開発等の職業能力の開発及び向上をその会の目的としてございます。

なお、平成 20 年度 12 月現在 300 を超える団体、企業が会員となっております。今回提案させていただいております条例改正の技能検定の試験も実施しておる団体でございます。

### 高橋委員

今お答えいただきました県職業能力開発協会ともう一方で神奈川県雇用開発協会、これも雇開協と言われておりますけれども、この違いについて伺います。

### 雇用産業人材課長

まず、雇用開発協会ですけれども、これは民法 34 条に規定された公益法人でございます。目的としましては、県内産業及び企業における雇用の確保と安定に資し、もって県民の福祉に寄与することを目的としております。昭和 54 年に設置されております。

主な業務ですけれども、高齢者とあるいは障害者の雇用促進を働き掛けるための啓発事業ですとかあるいは中高年齢者や障害者の雇用促進、障害者の助成金の申請受理などを行っております。今室長が答弁させていただきました職能協、職業能力開発協会は、職業訓練とか職業能力検定に関する業務を行っております。雇開協は高齢、障害者を中心とする業務ということで基本的に異なっております。

### 高橋委員

様々な団体が雇用環境を開発するという視点であるわけですが、雇用能力を開発していく、また高齢者、障害者の方の雇用能力を高めていく、こういう趣旨で両協会が存続している、雇用能力開発促進法と、また片や民法による設立ということで承知したわけですが、また高齢者、障害者、また健常者を含めまして、大変厳しい労働環境にあるわけですが、こういった二つの団体が融合して、それぞれの持っている特性というものを生かしていくことが大事ではないかという思いもあるのですが、これらについて、この二つの団体が統合というようなことも視点に置かれるのかどうか確認させていただきたいと思ひます。

### 雇用産業人材課長

現在の状況を申し上げますと、職業能力開発協会は先ほど答弁ありましたように、職業能力開発促進法に基づいて各都道府県に一つずつ設けることになっておりまして、その区域も都道府県の区域という形になってございます。雇用開発協会はそういう形で、高齢者、障害者の方の雇用促進あるいは普及啓発ということでございまして、若干目的を異にしているところがございますし、雇用関係の分野ということでは二つの団体、接点も、近い部分というのでしょうか、そういったところもありますけれども、法令的な枠組みあるいはこれまで担ってきた業務の関係から、今にわかに統合とかいう形での部分、あるいはそういった形としてどういったメリットが生じるかということも、今にわかに明確になるところもありませんので、今のところ統合という形で考えるのは、現時点では難しいのではないかと考えております。

#### 高橋委員

雇用能力開発促進法によって都道府県に1箇所ずつつくるという趣旨は理解しているのですが、片方の(財)神奈川県雇用開発協会、民法34条によって設立されている団体です。こういった法人の設立趣旨も理解しているところですが、いわゆる重複業務というものを考えますと、どちらに主体を置くかはさて置きまして、その中で健常者、障害者、高齢者の雇用環境を相乗的に高めていくという意味では、これは一つ私は統合というか、事務の協力というか、そういう視点も大いに発揮されていくべきではないかなと、こんな視点を持っているのですが、それはそれとしまして、独立行政法人の高齢・障害者雇用支援機構もあるわけですが、この(独)高齢・障害者雇用支援機構と県の神奈川県雇用開発協会との関係はどのように位置付けられているのか確認しておきたいと思っております。

#### 雇用産業人材課長

独立行政法人の高齢・障害者雇用支援機構、私ども短く言いますと高障機構と呼んでおりますけれども、こちらの方は高齢者を雇用する事業主に対する給付金の支給ですとか、あるいは障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置運営など、要するに高齢者、障害者の雇用面での支援に取り組んでいる団体でございまして、これも独立行政法人として平成15年に設置されております。一方の都道府県レベルの雇用開発協会ですけれども、先ほど申し上げましたような高齢者、障害者の雇用に関する相談、支援業務を行っております。障害者の納付金の支給申請の受付というものも行っております。したがって、高障機構というのは各都道府県にブランチを持っておりません。各都道府県の雇用開発協会が高障機構の、端的に申し上げますとブランチ的な役割を果たしているものです。

#### 高橋委員

現実に高障機構から委託も受けて事業を展開していると承知していますが、高障機構につきましては、先日、12月10日に厚生労働大臣と行革担当大臣との会談の中で、従来の雇用能力開発機構は廃止して、この高障機構に職業訓練機能の大部分は移管すると、こういうふうに承知しているわけですが、そこで全国61箇所あります、以前にも質疑させていただきましたポリテクセンター、職業能力開発促進センターは希望があれば都道府県に移管すると、希望がなければ統合後の機構が受け持つと、こういうふうになったと報じられておりますけれども、本県ではポリテクセンターにつきましては、どのように考えているのか確認しておきたいと思っております。

#### 雇用産業人材課長

ポリテクセンターを巡りまして、国の方で幾つかの議論があったところがございますけ

れども、今回そのような両大臣等の間で方向付けがなされたと承知しておりまして、ポリテクセンターの移管について、それを論じる前にあらかじめ国において徹底した行革を行っていただくとともに、職員のスリム化ですとか、施設の譲渡方法など具体的な課題については、是非地方との協議によって解決し、地方に新たな負担が生じることのないように、例えば事業の移管に見合う確実かつ継続的な財源措置を講じていただくことが大前提であると考えます。現時点ではこの両大臣の会談では、希望があれば都道府県に移管する、希望がなければ、統合後の機構が受け持つというふうな方向付けになっているようでございまして、そういった状況ですと、今私が申し上げました確実な財源措置というものを講じていただくことが期待できるような状況にはないのではないかと、本県の非常に切迫した財政状況で、これまでも徹底して行政システム改革に取り組んでまいりました、そういった状況を考えますと、移管うんぬんについては現在の状況をかんがみますと、慎重にならざるを得ないということではなかろうかと存じます。

#### 高橋委員

現実論としては、先ほどの答弁にもありました高障機能のブランチとして雇開協が存在しているということになりますと、今回の雇用能力開発機構と高齢・障害者雇用支援機構の統合におきまして、本県としてももう少し明確な意思を示していくべきではないか。今の答弁ですと、国の行革次第ですと、財源のある程度の見通しが付いたらという極めて私は受け身といいますか、積極的な姿勢を感じられないのですが、これは今回の国レベルでの雇用能力開発機構が高齢障害者雇用支援機構に統合される、こういうことを県レベルでももう少し積極的に受け止めていくべきではないかと思っておりますが、影響も加味しまして、どのように考えておられるのか、もう一度確認しておきたいと思っております。

#### 雇用産業人材課長

ポリテクセンターの移管に関しましては、先ほど答弁しましたように、国の方からは全く具体的な条件提示がございませんので、今の判断としてはそういう形になるかと思っておりますけれども、具体的には雇用能力開発機構と高障機構とが統合される方向付けになってございます。これは雇用能力開発機構というのは職業訓練を中心に、ほかにも私のしごと館とかいろいろ業務がございまして、存続の方向というのは、職業訓練を中心に存続されると。そしてその機構が高障機構に統合されるということになったわけではございまして、私どもは期待しているところとしましては、機構が取り組む職業訓練とあるいは高障機構が取り組む高齢・障害者の雇用対策、この二つが連携して中央レベルで提携が一層進むことを私どもとしては期待しております。

県のレベルでいきますと、平成17年度までは機構の関係、雇用能力開発機構との連携強化というのは産業人材課が受け持っておりましたけれども、高齢・障害者の雇用促進というのは雇用対策課が担ってまいりました。県レベルでは既に平成18年4月から両課を統合して現在の雇用産業人材課という形で一元的に取り組んでおりますので、中央レベルといいますか、国の二つの機構が統合した中で、連携が進めば、そういった形の取組については県としては一元的な対応で受け止められるのではないかと考えております。

#### 高橋委員

雇用対策として、職業能力開発、特に障害者や高齢者の雇用支援など大変大きな課題が今クローズアップされております。国レベルの機関と密接な連携を取っていただきたいというふうに思うわけですが、国レベルの大きな組織統合が今回ありましたけれども、方向性が示されたわけですが、県レベルでも関係する各課が緊密な連携を取っていただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。特に障害者、高齢者の方々の

雇用促進という視点に立てば、効果的また効率的な事務事業が執行されるように要望しておきたいと思います。

重複業務ということはないとは思いますが、しかし、事務的な部分で補えるようなところがありましたら、一元化を更に進めていただくように、組織統合ということも視野に置きながら取り組んでいただくことを望んでおきたいと思います。

次に、第三次緊急経済対策について伺っていききたいと思います。

これまでも各委員から議論がされておりました。今回の大変な社会経済情勢におきまして、大変厳しい雇用環境に至ってきているというふうに認識しております。そこで本県でも第三次緊急経済対策は、様々なメニューを組み立てていただいたということで承知しているわけですが、特に養成講座やセミナーなど、いろいろなメニューを組み立てていただきましたけれども、実際に解雇されてしまった期間工や派遣の方々についてどのように対応していくか、具体的な施策を伺っておきたいと思います。

#### 労政福祉課長

報告にございますように、12月5日に第三次対策を打ち出したわけですが、それに先んじまして、11月28日に神奈川労働局と県とで連携しまして、神奈川緊急雇用対策本部を設置いたしております。それらの雇用対策本部の取組と併せてお答えさせていただければと存じます。

失業されている方に対する対策でございますので、何と申しましてもやはり就職の相談あるいは職のあっせん、これが重要であろうと見込んでおります。今般、雇用対策本部の中で、ハローワークが中心になりますが、新たに5,000人分の求人確保を目標に、緊急の求人開拓を行う、また、大量の離職者の発生等が明確になってまいりましたので、就職の面接会を緊急のものとして開催していく、また、日雇の派遣就労者等、相談等が増えてくるだろうといったようなことに対応すべく、13箇所ハローワークに安定就労支援コーナーを設置して、専門支援員によるキャリアコンサルティング等の実施をするというようなことで、雇用対策本部としてたゞいま申し上げたような取組を今現在進めておるところでございます。

また、第三次対策の報告をさせていただいております労働者向けの支援でございますが、一つは応急生活対策資金の大幅見直しというのが1点ございます。非正規の方にも御利用いただけるような制度に条件を緩和いたしたところがございます。また年明けになりますが、労政福祉課の範ちゅうではございませんが、かながわ若者就職支援センターでの就職応援塾、こういったような緊急セミナーを開催するほか、街頭での労働相談あるいはそれぞれの労働センター等で夜7時まで延長する、あるいは弁護士等の専門家も配置するというような形で緊急の労働相談会、こんなものも随時に開催する予定をしておるところでございます。

#### 高橋委員

様々なメニューを打ち立てていただきまして、国の神奈川労働局とも連携しながらやっていただいていることや緊急街頭労働相談をやっていただいたりしていることを評価しておきたいと思いますが、基本的には従業員の方が解雇されないようにすることが一番望ましいわけですが、やはり職の確保といいますか、雇用の安定といいますか、そういったことが大事だと思いますけれども、そういった視点で企業にどのように働き掛けているのか、具体策を伺っておきたいと思います。

#### 労政福祉課長

まず、企業に対しましての働き掛けでございますが、12月8日に知事と神奈川労働局

長が直接、神奈川県経営者協会等、経済4団体に直接出向きまして、労働者の雇用維持、また雇用機会の拡大、さらに新規学卒者の内定の取消しの回避、この大枠3点につきまして、直接の要請を行ったところでございます。また、今週には30名規模以上の事業者8,000社をちょっと超える見込みでございますが、県知事と神奈川労働局長連名によりまして文書の要請を行う。また、合わせまして、企業向けの様々な助成金制度あるいは金融制度、こういったものも併せて御紹介する要請文書をお送りする予定であります。

また、もう1点でございますが、企業向けのセミナーということで、今回政府の方で中小企業向けの緊急雇用安定助成金というものが補正で新設されております。これまで補助率が3分の2であったものを5分の4に拡大して、労働者の方をリストラすることなく休業補償する、あるいは出向というような手続をとる、こういった際に支援する措置がございます。そういった助成金とそれから県の融資制度を併せて説明するセミナーを予定いたしておるところでございます。

#### 高橋委員

具体的に文書要請や国、政府で決めた雇用調整助成金ですか、こういった効果的なものも組み立てられていますので、しっかりアナウンスしていただきたいと強く要望しておきたいと思っておりますけれども、特に今おっしゃった中で、応急生活対策資金にも触れられておりました。貸付要件を緩和したということで今答弁されていたわけですが、この応急生活対策資金の貸付要件の大幅緩和ですけれども、発表以来、どのような状況なのか、10日前後しかたっていないけれども、もし把握していらっしゃれば、伺っておきたいと思っております。

#### 労政福祉課長

記者発表いたしました後、記事になりました後、先週1週間、お問い合わせいただきおりました、1週間で延べ26件、26名の方からいろいろとお問い合わせいただいたところでございます。主な内容、特徴でございますが、26件のうち、まず、派遣など非正規で働いているということが明らかだと思われるケースが9件、この内には日雇で働いている方も2名ほど含まれておりました。ちょっと特殊なケースでは、自営業者の方からも2名、問い合わせをいただいております。

それから、直接的に今回の大量解雇につながった関連で、こういう状況に陥る、あるいは今後陥りそうだといったようなお話が9件ございました。それから今別に解雇というような話がないけれども、将来に向けてかなり不安だといったようなお話をいただいたのが2件ございました。

相談の中身、無論、応急生活対策資金を借りたいというのが、お問い合わせの電話でございますが、それ以外には雇用保険、どういう受給資格があるのかといったような御相談が6件ありました。概略の反応につきましては、このような状況でございました。

#### 高橋委員

10日間の中で26件の問い合わせがあったということで、非常に反響があるかと承知したのですが、この応急生活対策資金はこれまでもあったわけですが、実際にこれまでの貸付件数はどうだったのか確認しておきたいと思っております。

#### 労政福祉課長

応急生活対策資金につきましては、直近、平成16年ぐらいからお答えさせていただきますと、平成16年が1件、40万円、17年が2件で150万円、18年が3件で170万円、なお限度額が50万円でもあるにもかかわらず、2件で150万円、3件で170万円、この年

は雇用特例というような教育資金等も含んだ形で特例を設けた関係で、単価が合わないという結果でございます。

なお、19年度、それから今年度につきましては実績がございません。

#### 高橋委員

この制度、他県でも同様なものがあるわけですが、それらについても本県の本制度と比較して、どのような違いがあるのか確認しておきたいと思えます。

#### 労政福祉課長

近々で全47都道府県、神奈川県を除きますから46都道府県になりますが、しつ皆での調査を行っておらないのですが、主要な都道府県の課長会議あるいは関東1都3県等の会議の中で少し情報は承知しております。おおむね神奈川が行っているような失業者のための対策ということで、かなり本県と似たような制度、内容となっておりますというふうに承知しております。

なお、1都3県、つい最近聞き取りをいたしておるところでございまして、東京、埼玉、千葉の状況で申し上げますと、東京は制度を全く持っておりません。それから千葉県でございしますが、ほとんど本県と同様の内容となっております、失業者向けの雇用保険受給満了後に50万円貸付けして、実績は1件というふうに伺っております。

それから、埼玉県だけがかなり幅広にやっておられます。制度としてちょっと違う点は、保証人を不要としておる。どうしても返ってこないケースもあるようでございまして、その分は埼玉県が100%損失を補てんするといったような内容になっておりまして、その補てんの状況でございしますが、平成18年から3箇年間の状況で申し上げますと、平成18年が580万円、19年が360万円、20年が300万円、このような損失補てんをされておられます。

なお、実績でございしますが、そのさかのぼる前の1年ずつ前になるわけでございますが、17年が25件で1,400万円、18年が20件で1,000万円、19年が24件で1,300万円ということで、大体貸付けをされた3分の1くらいが損失を補てんしないと運用できないというような数値になっておるようでございます。なお、求償権を行使して、実際に回収しておりますのは地元の労信協がやっておるのですが、今年の回収は76万円というような状況になっております。こんなところを伺っております。

#### 高橋委員

今、他県の実績も伺いました。特に埼玉県の保証人なしというふうに実行しているところが本県と違うところかと感じました。本県の額も緩和したりしたわけですが、本県の貸付制度は連帯保証人が必要ということで、なかなか実際失業された方に対して連帯保証するというのは、かなり実効性としては厳しいものがあるのではないかと、埼玉県の方を調べてみましたら、連帯保証人は不要、融資利率が本県は0.7%ですが、埼玉県は1.5%ということです。保証人は付けてないけれども、融資利率でかなり上乗せしているという格好になっているのですが、本県でやはり連帯保証人を付けられる方と、どうしても連帯保証人を付けられないで、しかし融資利率の方で上乗せされても結構ですと、こういう方もいらっしゃるのではないかと思いますけれども、選択の幅を広げるということについては、どういうふうにお考えか伺いたいと思えます。

#### 労政福祉課長

ただいま金利面でそういったことも加味してというお話がございまして、選択制があり得るのかという点でございしますが、これまでそういう視点での検討を実はしてまいってお

りませんので、貴重な御意見であろうかと思っておりますので、今後、そういったことも視野に入れて金融機関あるいは信用保証会社と検討させていただければと存じます。

#### 高橋委員

是非検討していただきたいと思っております。(財)神奈川県労働者信用基金協会が保証しているということで説明資料の中にもありますけれども、各県に同様の労働者信用基金協会がありまして、ここで実際保証して実施されている。(財)神奈川県労働者信用基金協会も公益法人改革で、やはり今後公益法人の認定も受けていくということも視野に入れますと、やはり不特定多数の方を対象にしながら公益性を発揮していくということが問われていくのではないかと思います。ですから、そういった意味でもこの財団がどういうお考えかちょっと私も知るところではないのですが、もし公益法人認定を目指すのであれば、今課長おっしゃったように、不特定多数の方も対象にしながらの業務の拡張ということを視野に入れられた方がいいのではないかと、こんなふうに感じるところであります。是非これから前向きに検討していただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

ところで、今回の経済危機はある程度長期化が予想されていますけれども、今申し上げました応急生活対策資金の要件緩和が3月末までとなっておりますけれども、来年4月以降はどうするお考えか伺っておきたいと思っております。

#### 労政福祉課長

お話がございましたように、この先、好転するという予測もなかなか今立たないわけがございますので、今年度内一杯での対策というふうにさせていただいているところですが、新年度4月以降につきましては、今現在、国の方でも年明けに新たな取組があるというふうに聞いております。また年内でも第一次の前倒しというような情報も今入ってきておるところでございますので、国のそういった追加対策の中身も十分すり合わせと申しましうか、そういう中で県の制度をもしカバーしていただけるようであれば、そういうところをお願いしてまいるといことも前提、視野に入れて、新年度の部分につきましては、今後の動向を見ながら、2月、3月の段階で考えてまいりたいと思っております。

#### 高橋委員

今、労政福祉課長の方からくしくも国で2次補正に盛り込もうとしているハローワークを活用した非正規労働者の方々に対する、正に応急生活対策資金、このことを御紹介いただいたわけですが、失業時に低利融資をしていくということで、明年1月5日以降の国会での2次補正案の中に出てくるということが報じられておるのですが、非常に国のそういうものを当てにしているというか、これは内容を私も勉強してみましたら、大体本県の内容と一緒に、非常にかぶっているところが多いということで、このハローワークを通じて国の厚生労働省の施策としても展開され出しますと、本県の施策はそこでカバーされてしまう。そういった意味では本県の3月末までの姿勢というのは非常に大事だと思うのです。ですから、ダイナミックにもし2次補正で国の方では通すということでやっているわけですから、3月末まで極めて思い切ったことをやっていくことが神奈川県の姿勢が問われるというふうに思うのです。今、年末年始迎えて、この名前にあります応急生活対策資金をやはり利用しやすくするというのが商工労働部としての使命だと思うのです。議案の説明のときにも、神奈川県としてできる権能は発揮していくという、確か議案の説明の中に一文がありました。最大に権能を発揮していくチャンスではないかというふうに思うのですが、今回の未ぞ有の景気悪化に伴う雇用問題についても、こういった応急生活対策資金のことにつきましても、商工労働部としては今後どのように対応していくのか、お考えを伺っておきたいと思っております。

## 商工労働部長

今お話しいただきました第三次対策につきましては、つい先ほど発表させていただいております。私ども当面としてこの応急生活対策資金を大幅に拡大して、いわゆる利用者が借りやすい態勢にしてきました。ただ、今質疑にございましたように保証人の問題があります。この部分に関しましてはなかなかクリアできなかった部分で、金融機関とも十分調整させていただきましたけれども、クリアできなかった部分なので、当面はまずこの態勢で行かせていただきまして、しっかりまた様子を見て、様々な反響また反応の中で保証人問題については改めてどうするか、扱いをさせていただければと考えます。

今回の関係、ともかく労働者に対しましては、当初自動車産業から始まりました派遣や期間従業員に対する人員削減、最近では電機ですとかその他の産業まで広がってきております。また正規の労働者まで広がってきています。企業側としましては経営上やむを得ないという形で、個々の労働者だけでなく、労働者のいわゆる解雇、雇い止めですけれども、雇用、もともと個々の労働者だけではなくて、家族まで含めた県民生活の基盤そのものだと思っております。突き詰めて言えば生存権まで及ぶ重大なことだと思えます。企業はやはり従業員の方々の安定的な雇用を維持するという社会的な責任を負っておりますので、様々な社会経済的な事情だと思えますけれども、契約期間途中の解雇が次々に行われますと、社会の基盤そのものを崩しかねないという状況があります。私どももできる限り人員の削減について、慎重の上にも慎重という形で取り組んでいただきたいと思います。

先ほど労政福祉課長から答弁させていただいたように、今回の対策の中で緊急経済対策、雇用対策本部という形で、経済界に対する要請ですとか新たな雇用の創出だとか取り組んでおりますけれども、こういった形で第三次対策を打ち出しました。また状況によっては改めて第四次対策なども含めて検討させていただきたいと思っております。

## 高橋委員

労政福祉課長が、もう少し国の情報を見ながらとおっしゃっていましたが、国の動向もにらんでいらっしゃる、それは十分情報を把握していらっしゃると思うのですが、雇用問題というのは喫緊の課題でして、国でも与野党問わず真剣に取り組まなければいけないということで、歩調を合わせてやっていこうとしているわけです。したがって、国の情報を見ながらという答弁にもありました、しっかりつかんでいらっしゃるが故に、神奈川県として今ここで、12月定例議会で何ができるのか、何を決めて県民の皆さんの雇用と生活を守るのかということを実際に考えれば、2次補正で盛り込むということを行っているのですからリスクはないですから、喫緊に対応すべきだと思うのです。

神奈川県信用保証協会の基金には留保資金もあるわけです。内部留保金を活用すべきではないですか。やはりこういった神奈川県信用保証協会の財務内容を考えますと、内部留保金を活用すれば対応できるのではないかと、こういうことを是非真剣に、こういった財団法人の方々も入っていただいて議論を深めるべきだと、対応すべきだというふうに思います。これは喫緊の状況にきているというふうに思いますので、是非この財団の方々を入れて、真剣に対応をいただきたいと思います。第三次の緊急経済対策で真剣に対応していただいております。したがって、今回の目玉の施策の一つであります応急生活対策資金につきましても、そのような視点で取り組んでいただくことを強く要望しておきたいと思っております。

## 高橋委員

それでは、引き続きまして、制度融資の小口零細融資について伺ってまいりたいと思っております。

大変県内の景気動向も悪化しているというふうに感じております。先ほどもニュースで



報じられておりましたけれども、我が国の経済の減速傾向が非常に気になるところであります。そこで金融の円滑化に関する中小企業の要望が非常に高まってきているわけですが、まず最初に、現下の経済状況を把握する上で、県内の企業倒産件数等について再度確認させていただきたいと思っております。

#### 商工労働部政策企画担当課長

東京商工リサーチ横浜支店の発表によりますと11月の企業倒産件数は55件、前月と比べますと1件減少したものの、前年同月で比べますと7件の増加となっております。また負債額につきましては118億5,700万円となっております、大型倒産が4件発生いたしました前月に比べまして476億3,100万円の減となりましたが、今年4月から8箇月連続して100億円を突破するという状況でございます。これを業種別に見てみますと、最も多かったのが建設業、次いで卸売業、さらにサービス業、製造業と続いております。

また、ここ数年の動向を見てみますと、平成14年には878件でありました倒産件数が、以降徐々に減少いたしまして、18年には547件となりました。しかしながら、19年は672件、20年度について11月分までで637件に達しておりました、増加に転じております。

また、負債総額につきましては、18年に約786億円、19年には約1,712億円、20年は11月までですが、既に3,248億円を超えておりました、年を追うごとに増加している状況でございます。

#### 高橋委員

過去の統計数値を見ますと、平成12年ぐらいでは本県の企業倒産件数というのは確か百数十件という数値を示していることを承知しておりました、今の報告を伺ってみますと、かなりこの近年、企業倒産件数が増加しているということでもあります。したがって、この間も御報告いただきましたけれども、この企業倒産件数につきましては、前月比に対して御報告ということで過日の資料でも記載されておりますけれども、やはりもう少し今の報告を伺ってみますと、かなり増加傾向にあるということが御説明いただいたわけですが、この表記自体も今説明を求めてはじめて分かるということではなくて、もう少し説明のところを厚くしていただければ非常に臨場感があるといえますか、私ども御報告いただく上でも非常に現状把握ができるかと、こんなふうに感じますので、是非この辺の工夫を今後させていただきたいと思っております。

特にこの間の我が党の赤井議員の代表質問でも触れましたけれども、中小企業の借入状況が非常に厳しいということを認識しておりました、知事からも今年の調査では借入条件が厳しいと回答した中小企業の割合が前年よりも増加してきているという答弁を頂いたところでありますけれども、具体的にどのようなになっているのか、知事の答弁で今年の調査でも借入条件が厳しいということがありましたので、この辺もし把握していらっしゃれば、是非伺っておきたいと思っております。

#### 金融課長

ただいま申し上げましたのは、金融課の方で毎年1回中小企業に対しまして調査を行っております。その中で金融の状況について聞いているということですが、いつも2月の時点ということですので、直近が平成20年2月ということで、ちょっと今からは時期が前ですが、この中で厳しいという企業の回答数が、平成10年から調査を始め、10年のところは33%であったものが、ずっと数字を少し申し上げますと、33%、23%、24%、26%、35%、35%、平成15年ぐらいまではずっと20%台から30%台であったのが、16年以降ちょっと下がりました。16年が25%、17年が19%、18年は14%、ここが一番下がっており

まして、この後19年に17%、今回19.9%ということになっておりまして、一番下がっていたのが18年2月、それから比べると少しずつこの2年ばかり借入状況が厳しいと回答されている中小企業が増えてきていると、そういうことでございます。

高橋委員

今の御報告ですと、平成10年から毎年2月に調査してきていただきまして、借入条件について、30%、20%台で中小企業においては厳しいという報告があったわけですが、今の御説明ですと平成18年2月、19年2月、今年の2月ということで、だんだん借入条件が厳しくなっているという企業が増えてきたというお答えだったと思うのです。非常にそういった意味では連続して借入条件が厳しいと答えている中小企業が増えていることにつきましては、やはり資金面でも金融の円滑化という視点でも中小企業の経営状況が厳しくなっているということは否めないわけでありまして。ましてや9月15日のリーマンショック以降、一層の厳しさが増しているというふうに認識しているところであります。

そこで、先ほどお答えいただきました倒産件数の増加は、制度融資におきます代位弁済の増加にもつながっているのではないかと思いますけれども、代位弁済の過去5年間ぐらいの状況を把握していらっしゃれば伺っておきたいと思っております。

金融課長

それでは代位弁済の状況、5年間ということでございます。平成16年度以降の状況で申し上げますと、これは保証協会の全体融資の中での制度融資の分ということで申し上げます。16年度は75億円、17年度は73億円、18年度が80億円、ここまでは大体それほど増えておりません。19年度に140億円と大きく19年度は増加しております。次に20年度の状況ということで、11月末現在で136億円となっております。19年度が140億円ですから、まだ11月末ということですが、ほぼ同額になっているということで、前年同期比ということでは163%と、やはり20年度になってまた大きく代位弁済の額は増えてきているという状況でございます。

高橋委員

今、代位弁済の県の金額が増えているということ伺ったわけですが、一方で保証債務残高の推移についても気になるところですが、もし把握していらっしゃれば保証債務残高の推移、どんなふうになっているのか伺っておきたいと思っております。

金融課長

同じく16年度以降で申し上げますと、これも制度融資の部分でございます。保証債務残高が16年度は3,072億円、17年度は3,659億円、18年度が4,596億円、19年度が5,260億円、16年度の3,000億円ぐらいから今19年度は5,260億円ということで2倍まで至りませんが、ずっと増加しておりました。これは18年、19年と制度融資が過去最高を記録するというような2,800億円台という融資実績になっておりますけれども、それと連動するような形で債務残高も増加しております。ただ、平成20年度につきましては、現時点で5,228億円と19年度末、つまり20年3月の時点から比べると若干減っておりますけれども、顕著には減っていない、大体ほぼ同額という状況でございます。

高橋委員

非常に保証債務残高も増えているということがよく分かったわけですが、先ほど伺いました代位弁済の状況から推測いたしますと、かなり保証協会の保証付けといいますか、保証渋りといいますか、こういったことを懸念するのですが、現状そういったことについて

はどういう認識を持っていらっしゃるのか確認しておきたいと思います。

#### 金融課長

保証渋りという表現で今委員おっしゃられましたけれども、貸し渋りという言葉が一方であるかと思えます。貸し渋りにつきましては金融機関側ということで、これにつきましては、金融機関が体力がなくなってくると、なかなか貸せないのではないかと、必ずしも中小企業側の返済能力ということだけではなくて、金融機関側の体力と相関関係があるのではないかとということで貸し渋りという言葉がありますけれども、一方、保証渋りというのは、今委員の御指摘は、代位弁済の金額が増えると保証協会も財務状況が悪くなると、やはりなかなか保証がしにくくなるのではないかと、そういう視点からのお話だと思うのですが、それにつきましては、保証協会というのはまずどういう形で審査しているかと申しますと、保証協会は、全国 52 協会ございますけれども、保証協会共通で CRD システム、クレジット・リスク・データベースということで、まず決算書等の財務状況を入力して、ランク区分をする。そのランク区分に応じて財務状況を基本としながらも、それぞれの経営実態、状況に応じて審査していくということでございますから、代位弁済が今増えている、それから倒産件数も先ほど増えているというお話もありましたけれども、そういう経済状況があるということであると、同じ財務状況であっても、今後の見込み、経営状況、やはりここは最後は人が判断するという中では、やはり少し厳しめに出てくるということで、個々の企業にとりましては以前よりも厳しい見方をされているなという御意見があると思えますけれども、それは今申し上げたような結果で反映されているのではないかと、決して保証協会が経営状況が厳しくなっているということが、見方が厳しくなっているということではないというふうに考えております。

#### 高橋委員

なぜこういう質問をするかということ、緊急保証制度が始まりまして、認定を受けまして、保証協会並びに金融機関とこの融資を獲得すべく調整する中で、なかなか認定は受けたけれども、保証協会の方の承諾が得られない、したがって融資には結び付かないと、こういう事例に遭遇しますと、今御説明あったように、いろいろな角度があると思うのですが、一番心配するのは保証業務のばらつきが心配なのです。今、人が判断するとくしくもおっしゃっていましたが、そこにばらつき要因がなければいいですけどもという懸念がありまして、プロパーの方々は、過去の知見といいますか、経験を基に判断されると思えますけれども、そこに制度がうまく回らないようなことがないのかどうか、最後に確認しておきたいと思います。

#### 金融課長

そういうことなるべくないようということで、先ほどの CRD システム、18 年度から導入して共通のデータベースを基本にしますので、本当の細部にわたって全部一律にできるのかということについては、これは私どもなかなか保証協会の具体の審査を他の協会と比べるというような場面がないので分かりませんが、私の想像なのかもしれませんが、いずれにしても、細部まで一致させるというのは難しいと思えますけれども、共通のデータベースの中であるべくばらつきの少ないようなシステムをとって、保証協会としても全国の皆様に同じような形で審査するというようなことを努力していると認識しております。

#### 高橋委員

一方で中小企業、取り分け県内中小企業の皆様を取り巻く経営環境は厳しいということ

が先ほど倒産件数等見ましても、ひしひしと伝わってきているわけです。特に規模の小さな業者にとりましては、非常に今回の経営環境の厳しさは日を増して大きなものになっているのではないかと思うのですが、先の当常任委員会でも小規模事業者に焦点を当てたというようなことで、取り分け国で新設した小口零細融資についても幾つも質問があったわけですが、この小口零細融資についての実績はどういう状況なのか、確認しておきたいと思います。

#### 金融課長

今委員からお話がありましたとおり、この保証制度は平成19年10月の責任共有制度導入に伴いまして、逆に責任共有制度の対象外のメニューという形でつくられた保証でございまして、それを利用しまして県の方では平成20年度からこの融資を始めております。簡単に申し上げますと、対象が小口零細ということで従業員は20人以下、商業・サービス業では5人以下の従業員の方、正に小さい企業だけを対象にする、あと保証付の融資残高1,250万円まで、余り大きな金額ではございません、そういうものを対象にしております。11月末現在で約1,200件、金額で申し上げますと、50億円余というような実績になっております。

ちなみに、平均の融資額は、限度額が小さいということで約400万円というような状況です。ですから金額で申し上げますと50億円ということで、制度融資全体で見ますと3%ほどということで、余り金額ベース的には占める割合は少ないですけれども、また件数としては11%ほどある、原油・原材料等高騰対策融資も13%ほど件数で言えば占めている。ですから、それほど数とすれば使っていただく企業数は、そんなに違わない程度の企業の方に使っていただいているということから、それなりの役に立っているのではないかと考えております。

#### 高橋委員

中小企業の方々の構成率は、会社数で99%、また従業員数で7割を超えていると、こういう我が国の経済の屋台骨といいますか、基礎部分を支えていただいている方ですが、なかなか制度融資等を借りたくても借りられない、こういう中小企業者の方々に、今後どのように対応していくのか、伺っておきたいと思います。

#### 金融課長

現在、なかなか貸し渋りというようなお話がございましたけれども、中小企業にとって借りやすい資金メニューの利用促進を図ることが大切なことではないかというふうに考えております。そういう意味から申し上げますと、正に原油・原材料等高騰対策融資は御利用をいただきやすいということで、業種拡大、要件緩和もございまして、更に利用促進をしたいということで、県としては12月から期間の延長ということも実施したところであります。金融課といたしましては、そのほかの次の視点ということで、一番経済情勢の影響を受けやすい小規模の事業者に対する支援、特に小口零細融資につきまして、これは業種の限定もございませんし、売上高減少という要件もございません。使い勝手も良いメニューと考えております。このメニューを更に使い勝手を良くして、利用促進する方向を検討していきたいというふうに考えております。

#### 高橋委員

零細企業といいますか、従業員規模が極めて小さいところ、ここが一番倒産件数のところでもパーセンテージが高く、従業員5人未満の企業が倒産件数の内訳ですと6割弱ということで58%、次いで10名以上50名未満が約22%ということで極めて中小零細企業の倒

産割合が高いということを考えますと、一層、小口零細 1,250 万円ということで、非常に融資額としては小さいのですが、是非、満額貸せるような状況で何らかの緩和、また迅速性、こういったところを担保していただければと思うのですが、その辺の事務手続上の緩和を含めまして、要件緩和についてはどのように考えていらっしゃるのか、再度伺っておきたいと思います。

#### 金融課長

今、利用促進する方策、大きく分けまして企業の対象要件の問題、後は返済の手法、これは利率であるとか保証料であるとか融資期間の問題、後は手続面、どういう書類を出してほしい、それをどう簡素化していくか、そういう点をちょっと総合的に勘案しまして、できるところを実施していきたいということで、今検討しているところでございます。

#### 高橋委員

是非そういう緩和要件、スピーディーに検討していただきまして、鋭意取り組んでいただくようお願いしておきたいと思います。

特に日銀の政策金利も過日 0.2%引き下げられまして、今後更に下がるということも側聞しているわけですが、小口零細のみならず県の制度融資全体に、この利率下げについてはどんな方向を考えているのか確認しておきたいと思います。

#### 金融課長

融資利率につきましては、平成 20 年 4 月ということで引き上げたところですが、これにつきましては、借り手の中小企業者側と貸し手の金融機関、この負担のバランスをどう考えていくかということが大事であると考えております。そういう意味で申し上げますと、金融機関側につきましては、11 月に政策金利が 0.2%下がって、今 0.3%になりまして、それに連動して短期プライムレートも下がって 1.675%ということで、金融機関側の借入コストは少し下がってきている。ただ、一方で不良債権比率が増加しているということもございまして、不動産価格が下落していることによりまして、担保価値が減少して不良債権の処理コストが増えているといろいろなところで報道されております。ですから、金融機関全体としてはコストがどのくらい下がっているかということにははっきり分からない状況ですが、ただ、一方、中小企業者側につきましては、明らかに経済情勢の悪化に伴って減収減益ということで、返済能力につきましては、なかなか厳しい、苦しい状況になってきているということで、現在はやはり中小企業者側の負担がより重たくなってきているというふうに考えております。そういうことで今後の状況を慎重に見極めて、来年度に向けて融資利率を決定し判断していきたいというふうに考えております。

#### 高橋委員

積極的な融資利率の引下げを検討していただきたいと思います。とりわけ金融機関の実態調査をされていると思いますけれども、貸出状況、預貸率の問題等を調査していると思いますが、中小企業に対する金融機関の貸出状況、これは極めて厳しいものがあると思いますけれども、この辺しっかり踏まえられまして、今の制度融資の利率下げ等について、積極的に検討いただきたいと思います。取り分け金融機能強化法が成立いたしまして、これから金融機関に対してのフォローを行うことになると思っておりますけれども、そういったことを総合的に考えますと、中小企業の円滑融資のために、今こそ県が主体的に動くべきときだなというふうに認識しますけれども、部長の御見解を伺っておきたいと思いません。

## 商工労働部長

今月 10 日から制度融資の関係は、698 業種という形で拡大されて、中小企業にあらゆる面でほぼ融資が必要な中小企業全体をカバーするという事です。ただ、最近の情報で特に心配されますのは、大企業の資金調達がこのところ少し変わってきているという形で、今まで直接金融という形で市場からの資金調達をしていたのですが、大企業自身もやはり社債等の条件、またコマーシャルペーパーの発行等の条件が厳しくなって、間接金融、銀行からの借入れが増えているという形になっています。こうした中で中小企業によりお金が回るようにという形で事業を進めています。くしくも今年は神奈川県信用保証協会が発足してから 60 年という形で、昭和 23 年 10 月にできまして今年で 60 年になります。そういった記念すべき年という中で、やはり中小企業を支援する保証協会という形で、私ども、今まで以上に一步踏み込んでの保証の在り方について検討していただきたいというお願いもしております。もとより、本来は貸したお金はすべて返していただくというのが前提ですけれども、この制度融資、必ずしも全額が返ってくるということはなかなか難しいという形で、ある程度リスクも県として債務保証の中で制度として負担していく部分も弾力的に運用していけるような形で、この年末、そして年度末に関して中小企業がなるべく支援を受けやすいような形で、保証協会、金融機関とも連携して対応していく所存でございます。

## 高橋委員

よろしくお願いたします。

それでは、続きまして、最後の質問ですが、インベスト神奈川の関係企業等への要請ということで何点か質問させていただきます。

このインベスト神奈川の関係企業につきましても、金融実態調査の対象になっているというふうに承知しております。これについて何点か伺っておきたいと思いますが、特にインベスト神奈川は対象企業と、先ほど答弁いただきました小規模中小企業、この資金調達の状況が非常に気になるところでありますけれども、実態調査の中でインベスト神奈川対象企業は、資金調達についてどういうふうに答えておられるのか。中小企業向けに実態調査を行っていると思いますが、インベストの中小企業についてはどうなのか、小規模の企業についてはどうなのか、その中小企業の金融実態調査の中でインベストとそれ以外のものと分けて、資金調達状況が違うのではないかなど、こんなふうに思うのですが、もし把握していらっしゃれば教えていただきたい。

## 金融課長

今回 10 月の 16、17 日の 2 日間調査をして、インベスト企業は 80 社、小規模は 86 社ということで少ないのですが、調査いたしました。その結果、特に資金の調達状況につきまして、「十分」、「まあ十分」、「やや不十分」、「不十分」、そういう形で答えていただいた中で、インベスト企業につきましては、「十分である」、「まあ十分である」というところが 90%と非常に多く、「やや不十分」、「不十分」というのは足しても 5%ほどですけれども、これに対しまして、小規模の方は足すと 24%。5%に対して 24%ということで、不十分というところの数が多かった。

それから、金融機関の融資姿勢についてどう思っているかということで、これも「消極的」、「やや消極的」、金融機関はなかなか貸すことについて前向きでないなど見ている比率を見ますと、インベスト企業は 8%、これに対して小規模の企業につきましては 15%、これも倍ほどの率になっているということで、これを見ますとそれほど現時点において不十分であるとか、消極的であるという数字は大きくはないですけれども、やはり比率を比べると明らかにインベストの企業と小規模設備の貸与を受けている企業とでは違いが出て

きているということでございます。

#### 高橋委員

今伺っていますと、インベスト企業は資金的に「十分」、「まあ十分」で90%、片や小規模零細なところは「不十分」、「やや不十分」で24%ということで、大変なかい離があるなというふうに認識したのですが、この厳しい経済情勢の中で大手企業が人員削減計画が連日のように報道されている中で、県の助成金の交付等の支援がされているインベスト企業に対して、やはり雇用の確保ということで特段の配慮を促すべきだというふうに考えているのですが、どういうことをされているのか、どういう対応を促しているのか確認させていただきたいと思います。

#### 産業活性化課企業誘致室長

インベスト企業に対しましては、これまでも地域のモデルの事業所となつていただくために、県内企業の活用ですとか地元雇用の促進など様々な要請を行ってきております。9月以降かなり厳しい経済状況になっておりますので、私どももインベスト企業にお邪魔するときとか、お会いした機会をとらえて現下の情勢や状況どうなっているのか、雇用に対する考え方について等を伺ってまいりました。また、さらに最近、雇用情勢がかなり厳しくなっておりますので、この12月8日付けでインベスト神奈川の助成制度、それから融資制度を活用する大企業20社、中小企業90社の計110社に対しまして、知事名の文書によりまして、雇用に関する要請を行っております。

要請内容でございますけれども、一つは県では神奈川労働局と連携して11月28日に緊急雇用対策本部を設置して雇用対策を実施することとしたということ。それからインベスト神奈川は産業活性化とともに雇用の創出を最大のテーマとさせていただいておりますので、従業員の雇用維持について御尽力いただき、失業者の発生を極力回避していただくこと、それから内定取消し等が発生しないよう特段の御配慮をお願い申し上げた、こんな次第でございます。

#### 高橋委員

午前中は近々8,000社に対して同様の雇用確保の通知を出していただくということをしたわけですが、このインベスト企業についても、今お答えいただいた110社について、文書で通知したということですが、結果が大事だと思うのですが、どういう報告をいただけるシステムになっているのか、確認しておきたいと思います。

#### 産業活性化課企業誘致室長

インベスト企業につきましては、毎年度12月末現在で施設の建設や操業に伴う県内企業の活用状況ですとか、雇用の状況等々について調査を毎年実施しております。その取りまとめ結果につきましては、例年2月定例会の当常任委員会で御報告させていただいております。今回の要請文に対する各企業の対応状況、どれだけ新規に雇用しましたとか、そういうのが入っておりますので、そういう状況につきましては、この調査の中で確認させていただきまして、来年2月定例会で御報告いたします。ただし、実際建設工事をやっている企業、それから一部操業あるいは操業企業が回答するという形になっておりますので、未着手の企業については御報告がございませんけれども、こうした形で御報告をいただくということになっております。

#### 高橋委員

企業戦略上から社外秘扱いになっているところもあるというふうに推測するのですが、

しかし県としても詳細をしっかりと把握していただきたいと思います。例えば大企業が日産自動車、非正規従業員 1,500 名、トヨタ自動車、期間従業員 3,000 名、いすゞ藤沢工場、非正規従業員 960 名、三菱ふそう川崎工場、非正規従業員 500 名、マツダが派遣社員 500 名、東芝が期間社員 480 名、富士通が非正規従業員 100 名、レナウンが正社員 300 名、また IBM が正社員 1,000 名、ホンダが期間従業員 760 名、キャノンが請負会社従業員 1,100 名、ずっと調べてみたのですが、1 万 2,000 人を優に超えている状況で、もっとショッキングだったのが、ソニーが全世界で 1 万 6,000 名の人員削減を行うということも発表されたわけですしけれども、本県も製造業がかなり多く廃止されているわけですしけれども、影響はどういうふうに把握していらっしゃるのか伺っておきたいと思います。

#### 産業活性課企業誘致室長

企業のリストラ情報というのは、私どもインベストの支援先の各事業所等々に御照会し、先ほどの話ではないですが、考え方等を聞いているのですが、なかなかやはり企業のトップの方の経営戦略ということで、事業所等々で新聞報道等を見てやっと分かったというような状況が多々ございます。私どももそうした情報を頂いた、あるいは新聞報道いただいた段階で、例えばソニー等々には即日お電話申し上げて、どのような状況かというような問い合わせをさせていただいております。ただ、ソニーの場合はやはり現場ではよく分からないのですけれども、研究所でございます関係から、従来のやり方でいくと、大規模生産ライン部門ではないので、うちでは多分ないと思いますみたいなお話を頂いている、こんな状況でございます。

#### 高橋委員

企業の良心にゆだねるといふか、そういう現状把握に非常にまどろっこしさを感じるのですが、とりわけ非正規従業員の削減につきましては、表に出にくいのではないかと思います。非正規従業員の削減の報告人数要件というのはどのようになっているのですか。一人でも削減すれば全部報告するのでしょうか、どこからどこまでが報告しなくていいというような枠があるのですか。

#### 産業活性課企業誘致室長

インベスト神奈川の場合、大企業ですと投資先に従業員 50 人以上、中小企業ですと常用雇用 10 名以上というのを助成対象とさせていただいております、基本的にはその条件の下で助成させていただく。それで実際申請に当たっていただく段階でどのくらいの雇用ですとか、そうした数字は企業の事業計画でいただく、その場所で 100 名採用される、200 名従業員させる、そうした中で確認させていただいているということで、それが大きく変わらない限り、一人、二人ということで御報告いただくような仕組みにはなっていない状況です。

#### 高橋委員

派遣法については労政福祉課長にお答えいただけるのでしょうか、人数要件というのはどういうふうになっているのですか。

#### 労政福祉課長

基本的に一月の期間の中で 30 人を超える解雇が出た際に、その方たちを援助する支援計画をつくるということが法的に義務付けされていますので、それに沿って計画が出てきている、こういう仕組みになっておまして、いずれもハローワークが窓口になってございます。



高橋委員

一月で30人ということで、29人ずつ毎月削減されると、なかなか現状把握及び改善計画の立案が促されないということでしょうか。

労政福祉課長

労働局から確認している範囲で、無論、法律上はそういう仕組みがあるわけですが、社会的に見ましても、そういう情報というのはハローワークの方でつかんでおられますので、その辺は適宜きちんと指導を企業向けにされておられるというふうに承知いたしております。それがしからば何人かといったところは、やはり実態、その頻度ですとか、そういったところに照らし合わせて実態に即応した対応をされていると伺っております。

高橋委員

ここで申し上げたいことは、インベスト企業におかれましても、是非脱法的といえますか、今、産業活性課企業誘致室長に答えていただいたわけですが、本県において最小限の、悪い影響が及ばないように、非正規の方が削減されることに伴って、インベスト企業でも今派遣法のことをよくとらまえていらっしゃると思いますけれども、インベスト企業におかれましても脱法的な削減がないように、是非何らかの工夫を促していただければありがたいと思うのですが、インベスト神奈川を活用する企業は、中小企業でも最低2億円以上の投資ができるという点では、先ほども伺いましたけれども、比較的経営状況は良好なのかなと、しかし、昨今の厳しい経済情勢においては、既に助成制度を申請した企業でも事業の下方修正をしたり、最悪、計画自体を中止ということもあり得るのではないかと思いますけれども、現時点での認識を伺っておきたいと思います。

産業活性課企業誘致室長

インベストの助成申請がありました71件のうち、平成20年12月1日現在で全投資が完了しているのが24件、それから建物も完成して一部操業されているのが16件、建物を建設中、工事中というのが19件、未着工が12件ということで、相当数着工が始まったというような状況でございます。こうした中で事業計画については、施設の設計の見直しや請負契約の関係で若干進ちょくが遅れるというケース等はございますが、今回の経済情勢の悪化に伴いまして計画変更について御相談というのは全然受けていない、こんな状況でございます。

高橋委員

今伺いまして未着工、建設工事中含めて30件前後の企業があるというふうに承知したわけですが、やはり創業することが大事であろうと、そのことによって雇用も確保されるということを考えますと、1日でも早く雇用の場を創出していただきたいというふうに願わずにはられないのですが、こうした観点で県としてどのように取り組んでいこうとされているのか伺っておきたいと思います。

産業活性課企業誘致室長

御申請いただいた企業の事業計画が円滑に進むように、私どもワンストップ・ステーションという形で企業単位に専任の職員、担当が配置されて決まっております。この職員が基本的にその企業をトータルしてサポートすると、こんな体制が整っております。そうした中で例えば土地利用のいろいろな相談あるいは開発関係の相談、それから建築確認ですとか消防法ですとか、アセスの関係とか実際つくるにはいろいろな役所系の手続が必要な

ものですから、当然それは市町村と連携しながら担当職員がトータルに調整して御支援申し上げるということをやっております。また、企業によりましては、社員の住宅が何とかならないかみたいなお話も頂いたり、従業員のお子さんの幼稚園とか学校の問題など、いろいろニーズを企業の方から頂いて、その中で私ども1日でも早く立地していただくように丁寧に対応させていただいているつもりです。また、このほか県では経営面でも技術面でもいろいろな支援策を用意しておりますので、こうしたものを総合的に我々の担当職員がトータルしながら、調整しながらやりますけれども、1日でも早く創業していただけるように取り組んできております。

#### 高橋委員

このインベスト企業は、本県民のいわば血税で様々な助成、融資等を受けているということをお考えますと、極めて全国的な、また全世界的な企業もありますので、そういった中で本県においては雇用の確保はしっかりしていただきたいと、こういうふうに強く願うところであります。

特に雇用と次の関係にあります人材の確保ということで最後に伺っておきたいと思えますけれども、景気の悪化によります生産調整や雇用調整と、こういう影響を受けにくい研究機能が本県にはインベスト神奈川として配置され、また進出してきていると思います。こういった意味では研究機能というのは企業において大変大事な頭脳部分ですから、こういったところでは生産調整、雇用調整の対象にはなりにくいのかなと、こんなふうにも推測するとともに、ここは本県の強みではないかなというふうに認識するのですが、したがって、これからの厳しい経済環境状況の中では、この研究機能がある、取り分け人材が集積している、また、これからも人材をかなり厚みを増していける方策、方途があるということをお考えますと、インベスト神奈川の一層の展開もそこに何らかの活路が見いだせるかなと思うのですが、企業内人材育成と研究機能及びそこから発生するところの中小・零細企業への波及、こういうトータルの本県の将来像について、どういうふうな認識を持っていらっしゃるのか、伺っておきたいと思えます。

#### 産業活性課企業誘致室長

お話しのとおり、企業といろいろと接しておりますと、やはり人材の確保ですとか社員のスキルアップといったお話を、重要だという社長さんが大変多くいらっしゃるということでございます。また企業に実施したアンケート調査によりまして、行政の改善を要望するというような項目のトップも人材の確保というものが挙げられております。ですから人材の確保は先の当常任委員会でも御質問がございましたが、産業誘致の問題と並んで、神奈川、企業誘致を進める上で大きなポテンシャルとして活用できるのではないかなというふうに受け止めているところでございます。委員お話しのとおり、研究開発人材が豊富でございますし、それから研究機能もおかげさまで集積して、いろいろ研究機能を中小企業に派遣させるようなR&Dネットワークみたいな構想も着々と進んでおります。そういったいろいろな財産、厚みを活用していくということが、企業誘致のインセンティブという形にならないかという形で、平成22年度以降、どのような企業誘致政策を展開していくかということをお私どもいろいろ市内でも研究させていただいているところですが、そうした視点も含めて研究を進めていきたいというふうに考えています。

#### 高橋委員

最後にしますけれども、今、くしくもおっしゃったポストインベスト、R&Dネットワーク構想もそろそろ終息を迎えていくということをお考えますと、ポストインベスト、R&Dネットワーク構想の今後の有様、こういったことをお考えますと、平成22年度以降とい

うことが、ちょっと時間軸としては、私は今の経済情勢を考えますと当初の計画と違ってきているのではないのかなと、もう少し世の中の変化に対応するというを考えますと、22年度以降に物事がまた新たに始まってという前提では、ちょっと物事が成り立ち得ないのではないかなと、こういうふうにも心配し、懸念するところですが、こういったところについては部内及び第三者を含めても結構ですが、どういう協議をなされようとしているのか、また協議をしていくべきではないかと思いますが、最後に商工労働部長にこの辺のところを伺って、質問を終了したいと思います。

#### 高橋委員

公明党を代表いたしまして、諸議案に賛成する立場から意見を申し述べます。

まず、今回、神奈川県緊急経済対策を実施している中で、第三次対策を追加したことは評価いたします。中でも緊急職業訓練、そして緊急特別短期訓練、さらに先ほど質問いたしました応急生活対策資金等を盛り込んだことは評価するところであります。しかし、質疑の中でも申し述べましたが、応急生活対策資金につきましては、緩和を一層図りながら、使い勝手の良いものにしていただきたいと強く要望しておきたいと思っております。また、これらが実効性をしっかり担保し、迅速に行うという観点からも取り組まれるように要望しておきたいと思っております。

以上を持ちまして、公明党を代表しての諸議案賛成の意見とさせていただきます。